

議案第 3 3 号

久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成22年久喜市条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 2 月 2 1 日 提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。